

帰省禁止措置に伴う国内移動制限（本邦帰国のための陸路・空路移動）

- 現在、インドネシア政府により帰省禁止措置に伴う国内移動制限がとられていますが、帰国を目的とした国際旅客便への搭乗のため、外国人がジャカルタ首都圏域外からスカルノ・ハッタ国際空港に移動することは、規制の対象外であることが確認されました。
- 陸路で移動する方は、車両内でのマスク着用や車両定員50%以下での乗車を遵守した上で、検問所では、本邦帰国のためスカルノ・ハッタ空港に移動中である旨を申告し、必要に応じ旅券及び帰国のための航空券（eチケット等）を提示することで通行できます。
- 空路での国内移動については、一部航空会社の臨時便運行が予定されているとの対外発表及び報道があります。現在、在インドネシア日本国大使館にて、運航区間、フライトスケジュール、搭乗に必要な書類等の詳細を確認中です。本邦帰国のために空路でスカルノ・ハッタ国際空港への国内移動を計画される方は、航空各社に直接お問い合わせください。

1 4月23日、ルフット・パンジャイタン運輸大臣代行は、断食月(ラマダン)及び断食明け大祭(レバラン)期間の帰省禁止措置に伴う移動制限に関する運輸大臣令を發布しました。同大臣令の詳細については、4月24日付けのお知らせ

(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100048807.pdf>)及び在インドネシア日本国大使館作成日本語仮訳(https://www.id.emb-japan.go.jp/oshirase20_61.html)を参照ください。

2 インドネシア当局に対する在インドネシア日本国大使館の働き掛けの結果、本国への帰国を目的とした国際旅客便への搭乗のため、日本人を含む外国人がジャカルタ首都圏域外からジャカルタ首都圏所在のスカルノ・ハッタ国際空港に移動することは、規制の対象外であることが確認されています。

3 インドネシア当局によれば、日本人を含む外国人が本邦帰国の目的のため、その途中の経路を陸路で移動する場合、車両内でのマスク着用や車両定員50%以下での乗車を遵守することが必要です。また、大規模社会制限措置の実施地域等の境界などに設置される検問所等において、警察官等からの制止を受けるような場合は、本邦帰国のためスカルノ・ハッタ空港に移動中である旨を申告し、必要に応じ旅券及び本邦帰国のための航空券（eチケット等）を提示することにより、通行できるとのことです。さらに、車両移動の際には、フロントガラスに「Evakuasi WN Jepang ke Bandara」（邦人の空港退避）と大きく書いた紙を掲示することをお勧めします。

当館では、以上に加え、邦人の方の円滑な移動を補強するためのサポートレターを发出することが可能です。希望される方は、当館相談窓口メール(ryoji@sb.mofa.go.jp)宛に御依頼ください。

なお、運輸大臣令によれば、5月8日以降については、帰省禁止に関する措置に違反した車両には、法令に基づく罰則が科されるとされているので、御留意願います。

4 空路によるインドネシア国内の移動については、4月24日以降、国内線のほぼ全便が運航されていない状況にありましたが、ガルーダ・インドネシア航空やライオンエアグループにより、スカルノ・ハッタ国際空港離発着の臨時便の運行が計画されているとの対外発表や報道があります。現在、在インドネシア日本国大使館において、インドネシア当局及び航空会社に対し、運航区間やフライトスケジュール、搭乗に必要な書類等、詳細を確認中です。追加情報を入手次第、お知らせします。ジャワ島以外に滞在中の方を中心に、本国帰国を目的として空路でスカルノ・ハッタ国際空港への移動を計画される方は、航空各社に直接問い合わせるか、各社ホームページを御確認ください。

○ガルーダ・インドネシア航空

コールセンター：021-23519999、08041807807

HP : <https://www.garuda-indonesia.com/id/id/index>

○ライオンエアグループ

ホットライン : 021-63798000

HP : www.lionair.co.id (ライオンエア) www.batikair.com (バティックエア)

5 本邦帰国を目的としたインドネシア国内の移動等について、ご質問がある方は、在インドネシア日本国大使館相談窓口メール (oshirase@dj.mofa.go.jp)、または、滞在されている地域を管轄するスラバヤ、デンパサール、メダン所在の各総領事館や在マカッサル領事事務所にお問い合わせください。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う移動制限に関するインドネシア当局の措置や航空便等移動手段の運行は、常に変更があり得ます。在留邦人の皆様におかれても、引き続き、最新情報の入手に努めてください。